

建築と住宅の性能評価に関するQ & A

Vol. 8

建築基準法と住宅品質確保法に関する

あなたの素朴な疑問にお答えします。

仲谷 一郎

建築基準法の大改正及び住宅品質確保法の制定を受け、建築物の質が重要視される時代に、一挙に突入することになりました。新しい法律の精神及び活用法についてのご質問に、できるだけわかりやすく、みなさまの視点にたってお答えしていきたいと思えます。普段抱いていらっしゃる疑問・質問を下記までお寄せください。

性能評価副本部長 仲谷一郎

TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730

e-mail nakaya@jtccm.or.jp

Q30 既存の耐火建築物の金属折板の屋根の上に有機系の断熱材を張る場合、建築基準法上の要求に注意すればよいでしょうか？

A30 耐火建築物であるためには、屋根が耐火構造であることが基本となります。(但し、耐火性能検証法で建築物全体の耐火性能が確認されている場合をのぞきます。)従って、本体の折板屋根は耐火構造の認定を取得しているはずで

次にこの建築物が防火地域、準防火地域もしくは建築基準法第22条に基づいて、建築基準法施行令第136条の2の2又は第109条の5に定める技術基準を満足する必要があります。従って、この断熱材の材質及び厚さならびに防水工法が、平成12年建設省告示(以下、単に告示ということにします。)第1365号に示されてる構造方法に合致していない場合には、試験を伴う性能評価を受けて大臣による認定を取得する必要があります。では、上記の告示に該当する構造方法であれば、全く問題がないかという、そうは言い切れないと思われ

ます。告示1365号では、技術基準に適合する仕様の例として、「屋根を耐火構造(屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から30度以内のものに限る。)の屋外面に断

熱材(ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が50ミリメートル以下のものに限る。)及び防水材(アスファルト防水工法、改質アスファルト防水工法、塩化ビニルシート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。)を張ったものとする」とが示されています。

この文章だけでは、耐火構造の金属屋根の上に50ミリメートル以下であれば断熱材を張っても問題ないように読めますが、この告示は耐火構造の屋根の上に断熱材を張ったとしても、その耐火性能が損なわれることがないということが大前提となっていると考えられます。しかし、通常の折板屋根の上に断熱材を張った場合、本当にそのようなことが期待できるでしょうか?なかには、屋内側からの火熱によって屋外側の断熱材が着火することがあり得ると考えられます。よって、無条件で金属板でできた耐火構造の屋根の上に断熱材を張る工法が建築基準法上、容認されるとは考えられません。

Q31 建築基準法に基づいて国土交通大臣の認定を取得した製品にマークもしくはラベルを添付することができるのでしょうか？

A31 旧建築基準法においては、建設大臣の指定又は認定を受けた製品は、大臣認定の番号等をラベル表示することが義務づけられていました。従って、旧法の下で指定・認定を受けてた製品は、平成14年5月31日まではラベル表示する必要があります。

これに対し、新法の下で新たに認定を受けた構造方法等は、法令にラベル表示に関する規定がないので、ラベル表示をする必要がありません。これは、新法の下では、製品を指定もしくは認定するのではなく、製品等の仕様を規定する構造方法等を認定するという考え方を明確に打ち出したからといえます。

旧法の下では、建設大臣が個々の製品（商品）を認定していたのか、製品の仕様を認定していた

のかの境界が明らかになっていませんでした。これが新法の下では、製品そのものの認定ではなく、製品仕様を大臣が認定するという考え方が明確になりました。つまり、法令上、国土交通大臣は、個々の製品が認定仕様に該当している場合についてのみ、所定の性能を有していることを公に認めているだけとなりました。

このような状況下では、大臣が個々の製品の性能を認定しているとの誤解を与えかねないようなラベル表示をすることは好ましくないとの、国土交通省の判断が働いているようです。しかし、個々の製造者、販売者が自主的に自己責任の範囲で認定品の性能表示をすることまで、禁止されているわけではありません。

Q32 性能評価を受ける際に注意すべきポイントは？

A32 性能評価機関の人間がコンサルタント業務を行うことは、法令によって禁止されていますので、個別の案件に立ち込んだ説明をすることはできません。しかし、日常の性能評価業務を通じて、こんなことにもっと注意を払っていただければ、申請者及び評価員双方の時間と労力の短縮につながるだけでなく、申請者の利益の拡大に寄与できたと思われることを紹介させていただきます。

まず、建材試験センターの発行している防火関係の性能評価書に基づいて、その構成を説明します。防火関係以外の性能評価書についても、基本的な考え方は共通となっています。

性能評価書の最初のページには、申請者の名前、

性能評価の項目（法令の根拠条文等）、評価対象（構造方法等の一般名及び商品名）、評価に携わった評価員の名前が書かれます。2ページ目以降は、評価した構造方法の概要が書かれます。この部分は、非常に重要な部分で、国土交通大臣から発行される認定書の一部を構成することとなります。さらに、性能評価の結論を導くに至った背景の説明が続きます。最後に、申請内容にかかる連絡担当者の名前、所属、連絡先が書かれます。さらに、別添として、試験報告書等が添付されます。

最初と最後の部分は、申請時に提出していただく申請書によって自動的に決まる内容となりますが、申請後、記載事項に変更が生じた際には、所定の様式（申請内容変更願書）に記載の上、ご

提出ください。なお、本書式は、ホームページ (<http://seino.jtccm.or.jp>)からもダウンロードできます。

さて、一番重要な申請内容の記述をする上で、評価員が一番気を遣うのは、以下の点です。

申請仕様を記述するための情報がすべて揃っているか？

評価内容の妥当性を証明するための情報がすべて揃っているか？

と の情報の間に齟齬がないか？

基本的には、この3つの点に注意しています。

まず、 に関しては商品名を用いることができないので、JIS等の公的な規格に適合している場合には、その規格番号を記載することにしていきます。JIS等の規格による限定が適切でない場合には、物性値等の客観的な数値を用います。性能評価を申し込まれる前に、申請する仕様で用いる各材料を特定するための情報を集めておいてください。

また、構造方法等を説明する図面も必須となります。この図面で使う用語と申請仕様を記述する用語との間の整合性を必ず確保しておいてください。特に、申請仕様が複数ある場合には、すべての仕様を網羅できるように注意してください。

防火材料の場合、施工方法は重要ではないので、参考として扱いません。従って、標準的な施工方法を図面を用いて説明して頂くだけでかまいません。しかし、ほかの防耐火構造ならびに防火設備等は、施工方法が重要となります。これらに関しては、詳細な施工手順の説明及び施工図を準備していただく必要があります。これらの中において

使用する用語についても、ほかの部分との整合性の確保に十分に注意してください。また、防火材料をのぞき、標準的な施工方法という考え方はありませんので、すべての仕様を網羅できるように注意してください。

次に に関連してですが、防火の場合、試験による検証が義務づけられています。このため、基本的には試験によって防火性能を確認された仕様についてしか性能評価できません。とはいっても、試験に用いた試験体よりも明らかに防火性能が優れている仕様については、性能評価に含めることができます。従って、試験の実施に先立って試験体を選定する際に、試験の担当者と十分に協議しておいてください。なお、試験の実施後に、申請内容を変更することはできませんので、ご注意ください。

は試験体を選定する際に、十分な検討がなされていれば、問題ないはずですが、試験の結果によっては、評価する仕様を変更せざるを得なくなることもあり得ます。

性能評価の手続きについては、ホームページ上で、簡単に説明させていただいております。さらに、防火材料及び木造耐力壁及びその倍率については、性能評価申込要領を作成し、公開しております。まだ、要領が公開されていないものに関しましても、早急に要領を作成し、公開していく所存です。また、申請の仕様及び構造図ならびに施工図を電子ファイルの状態でも、提供いただくとこちらでの作業能率の向上につながります。皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。